

令和5年 第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（総務部所管）開催状況

開催年月日 令和5年3月3日（金）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長、教育・法人局長、学事課長

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>一 私学助成について まず、私学助成について伺います。</p> <p>（一）公私間格差の解消等について 来年で50年となる私学助成をすすめる会は、コロナ禍でも、公私間格差の解消を求める署名活動に取り組んでおりまして、2015年から38万7300筆を積み上げて、道議会では全会派の議員が紹介議員となっています。私立学校の生徒は、授業料だけでなく、施設設備費・入学金等が徴収されることとなっております。高校生ひとりあたりの公的補助を比較して、無償化を求めています。公私間格差に関する道の考え、解消に向けた取り組みがどうなっているのか伺います。</p> <p>（二）所得制限について ところで、この所得制限の年収590万円未満が大きな壁になっているんですね。それで、正社員だけでなく、非正規の共働きでもゆうに超えて対象外となるからなんです。知事は選挙前の商品券配布には所得制限を設けていません。他の施策との整合について質問したところ、適切に対応すると答えていたわけですが、この施策が選挙目当てでないと言い張るのであるなら、この就学支援金の所得制限もなくすべきと考えますが、如何ですか。</p> <p>（三）入学金等の補助について 国任せだということで、知事の約束がどうなるのかを今後、注視していかなければならないと思いますけれども、やはりこれだけでは不十分だというふうに考えます。コロナ禍の影響もあって、入学金等の補助制度の創設が切望されていますけれども、これについては如何ですか。</p> <p>世界の流れは教育費の無償化なんですよね。日本と韓国ぐらしか入学金制度というのはありません。そうした中で私はこれは無くしていくべきという立場です。</p> | <p>（学事課長） 私立高校生への修学支援についてであります。道では、教育活動に必要な保護者負担の軽減を図るため、国の就学支援金と、道の授業料軽減補助金の組み合わせにより、年収590万円未満程度の世帯を対象に、施設整備費等の納付金を含めた授業料の実質無償化を図っております。道としては、今後とも、国に対し、実質無償化世帯の拡充など、就学支援金制度の更なる充実を要望するとともに、世帯の所得状況や、授業料の負担に係る公私間格差の状況などを総合的に勘案しながら、私立高校生への修学支援の充実努めてまいります。</p> <p>（教育・法人局長） 就学支援金制度についてでございますが、道といたしましては、国の責任において、授業料の実態を踏まえた支給上限額の引き上げや所得制限の撤廃による実質無償化世帯の拡充のほか、支給対象を授業料以外の教育費にも拡大するなどの対応が必要であると認識をしております。このため、道では、本道の私立高校に通う生徒の皆さんが、家庭の経済的事情にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、引き続き、全国知事会などとも連携をし、就学支援金制度の更なる充実について、国に要望してまいります。</p> <p>（学事課長） 修学支援についてであります。道では、これまで、所得が一定の水準を下回る世帯を対象に、授業料等の実質無償化を図るとともに、授業料以外の教育費への支援にも取り組んできました。また、北海道高等学校奨学会が実施する、経済的な理由により、修学が困難な生徒を対象とした、入学資金や奨学金の貸付制度に対し、資金の借入に係る利子補給により、無利子貸付とするとともに、返還が著しく困難である場合の返還免除に対する助成などの支援や非課税世帯を対象に入学金を減免した高校に対し、管理運営費補助金の加算措置を講じるなど、保護者負担の軽減に努めてきました。道としては、納付金の状況などを踏まえながら、国に対し、入学金を含めた修学支援に係る財源措置の充実を要望するなど、引き続き、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>(四) 道単独補助の推移及び維持への考え方について 道の冷たい対応の象徴というのが、いつも言われるんですけど、北海道単独の経常費補助の減額です。国が補助を増やすと、道分を減額する。いつまでも格差が解消しない。これを中抜きと言うわけです。これまでの推移をお示し願うとともに、せめて道分は維持するよう求めますが、如何でしょうか。</p> <p>(四) 一再 道単独補助の推移及び維持への考え方について 道が減らして、総額は増えているからいいという話をしていないんですね。 そこで、令和2年度水準を維持するために必要な額はいくらぐらいだったんですか。</p> <p>それを削って、子どもの未来を暗くするというのは、良くないと思います。道の100%契約を見直せば確保できる額だということを申し上げておきたいと思いません。</p> <p>(五) 今後の対応について 施設設備費・入学金等の徴収など、負担を余儀なくされている私学の生徒や保護者、学校等関係者からの長年にわたる要望が続いているわけです。今後、公私間格差をどう解消して、公共性をもつ私学で、生徒たちの教育を支えていくのか。見解を伺います。</p> <p>本気でそうおっしゃるんでしたら、道単補助は、削減しないでください。</p> | <p>(学事課長) 私立高等学校管理運営費補助金についてであります。生徒一人当たりの補助単価は、令和2年度は35万8,517円、3年度は36万1,709円、4年度は36万5,156円となっており、また、補助単価のうち、道単独措置分は、2年度は3,788円、3年度は3,129円、4年度は1,244円となっています。 道では、厳しい財政状況も踏まえ、引き続き、財政健全化に向けた取り組みを進めている中、国庫補助金などを活用し、道単独措置分の一部を減額する一方で、生徒一人当たりの補助単価は、前年度より増額となるよう努めてきました。 今後とも、私立高校の教育条件の維持向上や、学校経営の健全性の確保などが図られるよう、国に対する財源措置の要請も含め、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、私立高校への管理運営費補助金の確保に努めてまいります。</p> <p>(学事課長) 私立高等学校の管理運営費補助金についてであります。生徒一人当たりの補助単価のうち、道単独措置分について、令和2年度の単価3,788円と4年度の単価1,244円の単価差2,544円に、4年度の生徒数3万440人を乗じた場合、約7千7百万円となります。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 今後の対応についてでございますが、本道の私立高校は、公教育の一翼を担いながら、建学の精神と独自の教育理念に基づく、特色ある教育を展開し、本道の未来を担う人材の育成に、重要な役割を果たしております。 このため、道では、これまでも、私立学校の教育条件の維持向上や修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、教育の振興を図るため、修学支援制度や管理運営費補助金などの充実に取り組んできたところでございます。 道としては、私立高校に通う生徒の皆さんが、家庭の経済的な理由により、修学の機会を失われることなく、多様な教育機会を得られるよう、国に対し、更なる支援の充実を要望するとともに、授業料の負担に係る公私間格差の状況などを勘案しつつ、学校や私学団体などのご意見も伺いながら私学助成の充実にも努めてまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>二 私立幼稚園のパワハラ問題について</p> <p>(一) 幼稚園教諭の配置基準と効果について</p> <p>次に、私立幼稚園のパワーハラスメント問題について伺います。</p> <p>保育園の保育士の配置基準が4歳から5歳児で70年以上にわたって変更されていない、または3歳から5歳児の配置基準はOECDの調査国・地域で最下位であることが国会で明らかとなり、早急に改善が求められています。そこで幼稚園の配置基準はどうなっているのか。いつからの基準なのか。また、幼稚園型認定こども園はどうなっているのか。幼児に十分な対応が可能な数とお考えなのか伺います。</p> <p>つまり、66年間見直ししていない、そして先生一人あたりの子どもの数が最多なのが幼稚園ということなんです。これ最低基準とおっしゃいますけれども、これ引き上げなければ底上げはできない訳ですから、国に見直しを求めるべきだと指摘をしておきます。</p> <p>(二) パワハラ防止法改正に伴う道の対応について 今、人員不足や、就業環境の厳しさも背景に、パワハラや虐待が社会問題となるなか、労働施策総合推進法、通称でパワハラ防止法なんですけれども、これが改正されて、2020年6月から、私学にもパワハラ防止措置が義務付けられました。</p> <p>パワハラ正しい知識を持ち、パワハラ防止法への理解を深め、ハラスメント行為者にならないよう、組織として対策することは言うまでもありません。パワハラに対する認識、法改正に伴って求められるパワハラ防止対策、罰則について、私学所管課はどのようにお考えか伺います。</p> <p>また幼稚園に対する指導の際、防止措置がとられているのかどうか、どのように確認しているかも併せて伺います。</p> | <p>(学事課長)</p> <p>幼稚園の設置基準等についてであります。昭和32年2月に施行された「幼稚園設置基準」では、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、各学級ごとに少なくとも専任の教諭を1人置かなければならないものとされており、この基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものでありますことから、設置者はその水準の向上を図ることに努める必要があります。</p> <p>また、平成18年10月に施行された、道の「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」では、道の幼稚園型認定こども園におきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 ・満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の職員を置かなければならないものとされております。 <p>(学事課長)</p> <p>パワハラ防止対策についてであります。関係法令の改正により、私立学校を含む事業主に対し、パワハラ防止の社内方針の明確化、相談体制の整備、被害を受けた労働者のケアや再発防止といった雇用管理上の措置義務とともに、国の求めに応じ報告をしなかった場合における罰則などが新たに設けられました。</p> <p>道としては、パワハラは、犯罪行為ともなりかねない人権を侵害する行為であり、各私立学校において、関係法令等に基づく措置を講じることにより、パワハラ防止に向けた対策が強化されるものと認識しております。</p> <p>なお、各幼稚園におきます措置状況については、指導検査時の確認事項としておりませんが、このたび、いくつかの幼稚園に確認したところ、相談体制の整備などの雇用管理上の措置を講じているほか、コミュニケーションの活性化のための職場研修や、アンケート調査などを実施している幼稚園もありました。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>(三) パワハラ具体例と職員への周知、相談体制について</p> <p>確認はいくつかだけにとどまって、法改正から2年半、確認してなかったということですね。</p> <p>パワハラは、職場において行われる、一つ、優越的な関係を背景とした言動であって、二つ、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、三つ、労働者の就業環境が害されるものであり、この要素を全て満たすものとされています。どのようなことがパワハラに当たり、また職務との違いは何か、理事者側の理解を深めると同時に、職員への周知が必要と考えます。道は、各々にどのように周知して、理解を図っているのか伺います。</p> <p>(四) 事業主が講ずべき措置について</p> <p>その周知が職場に届いているかどうかを確認する必要があるわけですね。</p> <p>事業主が、職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し、雇用管理上講ずべき措置の内容はどのようになっているのか。そうした措置が講ぜられているかを、どう確認しているのかお聞きます。</p> <p>幼稚園協会の今年の研修内容を拝見したんですけども、残念ながらパワハラについては見当たらなかったわけですが、どうですか。</p> <p>(五) 相談体制について</p> <p>これ確認されていないわけですから確認しなきゃですね。</p> <p>私立幼稚園の場合、創業者経営も多くて、理事者の優越性は大きいものと考えられます。職場におけるパワハラに該当するかどうか微妙なものも含めて広く相談に対応するなど、適切な対応が必要です。相談体制の確立も不可欠です。道内私立幼稚園の相談体制の現状は、どうなっているのか。道は、どのように把握していますか。</p> | <p>(学事課長)</p> <p>私立学校等への周知についてであります。道では、関係法令の施行に伴い、パワハラ定義や防止対策などを定めた法令の内容はもとより、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた指針のほか、各学校における留意点を示した通知などにより、私立学校を含む事業主が講ずべき雇用管理上の措置や、措置された内容の職場での周知・啓発について各私立学校に対し周知してきました。</p> <p>また、国や道が設置している相談窓口についても、道のホームページや広報誌など様々な媒体を活用し、幅広く周知を図ってきました。</p> <p>(学事課長)</p> <p>事業主が講ずべき措置についてであります。パワハラ防止のための指針等では、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるパワハラに関する方針の明確化、労働者に対するその方針の周知・啓発 ・相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・相談等があった場合における事実関係の迅速かつ正確な確認、被害者や行為者への適正な対処、再発防止に向けた取組などの規定 <p>のほか、あわせて講ずべき措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者等のプライバシーの保護 ・相談者等に対する不利益な取扱いの禁止 <p>などが規定されております。</p> <p>道では、各幼稚園におけます措置状況については、指導検査時の確認事項としておらず、また、道教委が所管する幼児教育推進センターが実施している研修におきましても、パワハラに関する研修は実施しておりませんが、いくつかの幼稚園において、事業主が講ずべき措置を講じているところや、職場研修を実施しているところがありました。</p> <p>(学事課長)</p> <p>相談体制についてであります。道では、私立幼稚園における、相談体制の状況は把握していないため、このたび、いくつかの幼稚園に確認したところ、パワハラを含む、ハラスメント防止規程を設け、相談・苦情の取扱いについて、相談窓口に関することや申出の方法、プライバシーの保護などを明記の上、学校法人の教職員を相談員とするほか、外部の機関に相談への対応を委託し、相談窓口を設置するなど、相談体制を整備している園がありました。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>(六) 外部への相談等について</p> <p>やっぱりこれも不十分ですよ。それで、私にパワハラ相談が寄せられました。幼稚園の職員が園長によるパワハラ行為を訴えた際、園長は、自分が辞めると言って土下座した。理事長は、園長が辞めるからと言い逃れをして、法人のパワハラ相談にもつなげず、パワハラ委員会にもかけていないことがわかりました。その後、パワハラとの認識はなかったと釈明して、園長は就業し続けて法人は謝罪もしておりません。これではパワハラ防止法に基づく対応や解決とは到底言えず、教育機関である幼稚園において、今もこうしたことが起こっていることに驚きを禁じ得ません。パワハラは外部の機関に訴えることも重要でして、道もその機関の一つなんですね。相談者に不利益があってはならないと考えますが、具体的な相談に道はどう対応するのか伺います。</p> <p>(七) パワハラ防止の今後の取り組みについて</p> <p>外部の機関に訴えたら、幼稚園での立場が悪くなるのではないかと考える方もいらっしゃるから私に相談が来たのだと思うのです。相談窓口は匿名でも受け付けられるわけですが、パワハラを訴えられた園長や法人が反省して、考えを改めなければ、法の実効性に信頼は得られないわけです。私学を所管する道は、今後、パワハラ防止にどう取り組んでいくのか不十分な分の改正、改善も含めてお答えいただきたいと思います。</p> <p>いくつかの確認ではなく、すべからく確認をしていたきたい。学事課の役割は非常に重要だということ指摘しておきます。</p> | <p>(教育・法人局長)</p> <p>道の対応についてでございますが、道では、パワハラを含む労働条件など様々な労働問題に関する相談窓口として、「労働相談ホットライン」や、各振興局に相談所を設置をし、道のホームページや広報誌などを活用し広く周知しながら、労働者の皆様からの様々な相談に対応しているところでございます。</p> <p>また、国においても、「ハラスメント悩み相談室」を設置し、電話やメール、SNSで相談を受け付けているほか、北海道労働局や労働基準監督署では「総合労働相談コーナー」を設置をし、パワハラを含む労働問題全般に関する相談に対応していると承知しております。</p> <p>私立学校を所管する道といたしましては、引き続き庁内関係部局や関係機関と連携をしながら、関係法令等に基づき、相談者に対し、適切に対応してまいります。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長)</p> <p>今後の取組についてでございますが、パワハラは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるだけでなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為であると考えております。</p> <p>関係法令等では、事業主が講ずべき雇用管理上の措置として、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じることとされているほか、事業主は、相談者等に対し不利益な取扱いをすることが禁止されているとともに、その責務として、事業主自身と労働者が、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に注意を払うことなどに努めることとされております。</p> <p>道といたしましては、今後とも、関係法令等の趣旨を踏まえ、各私立学校において、パワハラを防止するために、講ずべき措置等が実施されるよう、各私立学校に対し、改めて通知等を発出し、周知徹底を図るとともに、指導検査の場において、実施状況を確認するなど、関係機関等とも連携しながら、パワハラ防止に向けた取組の一層の促進を図ってまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>三 私立学校における校則の見直しについて</p> <p>(一) 道立高校の校則見直しの動向について</p> <p>道立高校では、理不尽な校則について、9割以上の道立高校で生徒、教員、保護者などの話し合いや意見を聞くなどに取り組んで、全道の約8割の道立学校で見直しが進んでいます。ホームページで公開されています。道立高校の校則見直しの動向をどう見ているのか伺います。</p> <p>(二) 私立学校における公共性の受け止めについて</p> <p>私は改めて、私立学校の公共性というものを調べてみました。</p> <p>私立学校法は、「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」と同法第1条で目的を定めています。私立学校といえども、公教育の一翼を担い、「公の性質」を有すると教育基本法第6条第1項で規定されておりまして、独自性の尊重と、公共性の十分な配慮によって、その健全な発達が期待されているといえると思います。私立学校の公共性について、改めてどうお考えか、お聞きます。</p> <p>(三) 私立高校の校則の現状について</p> <p>校則の見直しに具体的に入っていきたいと思っておりますけれども、校則の見直しにあたっては、より一層、子どもの権利の保障が重視されることは言うまでもありません。文科省の「生徒指導提要」にも明記されておりますけれども、私立学校が独自の建学の精神を理由に、子どもの権利を侵害する事態はあってはならないとの指摘もあります。私学教育においても、人権侵害にあたるような髪型や服装の強制など、理不尽な校則は不断に見直す必要があります。私は子どもの権利条約を基本にした校則の見直しは、生徒の成長にとっても絶好の機会だと考えている訳です。道では、私立高校の校則の現状について、どのように把握しているのかうかがいます。</p> <p>身だしなみとかね、女子生徒らしさとか、高校生らしさとか、そういうのは今は価値観が変わってきているんですね。それを学校側が勝手に決めて、子ども達に強制するという事はやってはならないし、生徒自身が考えて、変わっていく時代にきているのだと思います。</p> <p>学事課は、道立学校の見直しについては認識しているのに、ここでもですね所管の私学の方は把握していないというのはいかがなものかと考える訳です。</p> <p>本当のことを言うと、実は私達が調査を求めるまで、道立学校も把握していなかったんですけれども、質問を契機に調べたんですよ。ですから是非、把握をするようにしていただきたいと思っております。</p> | <p>(学事課長)</p> <p>道立高校の状況についてであります。道教委では、令和3年12月に、各道立学校に対し、校則の内容が生徒の実情や保護者の方々の考えなどを踏まえたものになっているかといった視点で、校則の見直しに関する取組を進めるよう通知しております。</p> <p>現在、全ての道立高校において、ホームページに校則を掲載しているほか、9割を超える高校では、校則の見直しに当たって、生徒同士が話し合う機会や、保護者や地域住民から意見を聴取する仕組みをつくるなどの取組が行われていると承知しており、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化等に応じ、校則の見直しの取組が積極的に進められているものと認識しております。</p> <p>(教育・法人局長)</p> <p>私立学校についてであります。私立学校は、建学の精神に則った教育方針に基づき、私学ならではの創意工夫を活かした特色ある教育を展開し、子どもたちに多様な教育機会を提供するなど、未来を担う人材の育成に重要な役割を果たしていると認識しております。</p> <p>また、私立学校は、法令上、公の性質を有するものと位置づけられており、国公立学校と同様、公教育を担うものでありますことから、その独自性を保ちつつ、教育基本法や私立学校法などの関係法令等を遵守しなければならないものと考えております。</p> <p>(学事課長)</p> <p>校則の現状についてであります。校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであり、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえる必要があるほか、「児童の権利に関する条約」等を踏まえ、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要であります。</p> <p>このため、道としては、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況等の変化に応じて、校則の内容は、絶えず見直すとともに、その検討に当たっては、児童生徒の意見聴取や、生徒会の場での確認・議論を行う機会を設けることなどが重要であると認識しています。</p> <p>なお、道では、道内私立高校における校則の内容は把握しておりませんが、いくつかの私立高校に確認したところ、身だしなみに関する事例として、男子の髪型では、前髪は目に、横は耳に、後はシャツにかからない長さとする。流行を追い、不潔で不精な感じを与えない心がける。</p> <p>女子の髪型では、女子高校生らしい清楚な髪型に心がける。前髪は目にかからない長さとし、顔がはっきり見えているようにするなどの規定を設けている学校がありました。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|--|
| <p>(四) 私立高校における校則見直しの取り組み状況について</p> <p>旭川市のある私立高校に伺ってきました。生徒会がアンケートをとっていて、職員会議でも、生徒の中でも話し合いが行われていて、この間、スマホの使用などの見直しが行われたということを知りました。私立高校においても、こうした校則の見直しが不断に取り組みられているところもある一方で、見直しの必要がないという私立高校もあると承知しております。この見直しの状況というのは把握されていますか。</p> <p>様々という割には、ちょっと数が足りないんじゃないかなど。いくつかの調査ではね、というふうに思います。</p> <p>(五) 生徒指導提要の活用について</p> <p>文科省が改定したその生徒指導提要でも、先進例を示しながら、大変、不断の見直しに前向きになっております。公立私立問わず、生徒指導のガイドラインとして、私学所管課にも通知されてるとありましたけれども、取り扱いと位置づけ、及び活用状況についてはどうなっているのかお伺いします。</p> <p>私立高校の公共性のことも含めて、やはり、こういうふうに生徒が成長していくということがすごくすばらしいなというふうに思うんですね。</p> <p>(六) 特定の髪型の禁止の解除について</p> <p>全ての道立学校では、全道でツブロックは禁止されなくなりました。地毛証明も提出しなくてもよくなりました。ところが、私立高校が今も禁止されているものから、その生徒さん達から何人も「うらやましい」と声がたくさん寄せられていましてこの質問にいったわけです。私立高校では、先ほど紹介ありましたけど、目にかからない、耳や襟にかからないなどの基準を示して、頭髪検査を実施しているところがあると承知しているんですけども、その基準にもツブロックはクリアしているわけですね。ところが、特定の髪型として禁止されているところもあるということです。これ理不尽ですね。特定の髪型の禁止に合理性はないんじゃないかと、見直しを進める必要があるんじゃないかと考えますけどいかがですか。</p> | <p>(学事課長)</p> <p>校則の見直し状況についてであります。道では、昨年度、文部科学省から発出された校則の見直し等に関する取組事例の通知を道内の私立高校に対し、周知するとともに、適切に対応するよう依頼したところであります。各学校における取組状況は把握しておりませんが、このたび、いくつかの私立高校に確認したところ、全面的に見直しを行い、身だしなみに関する項目をなくした学校や、毎年、少しずつ見直しを行っている学校がある一方で、現時点で見直しを行っていない学校もあるなど、各学校において対応が様々な状況であります。</p> <p>(学事課長)</p> <p>生徒指導提要についてであります。昨年12月に改訂された生徒指導提要は、学校において、生徒指導の一層の充実が図られるよう、公立私立を問わず、全ての教職員や教育委員会等をはじめ、多くの学校関係者に生徒指導の基本書として活用されることが重要であります。改訂版では、校則について、学校のホームページ等で公開すること、制定した背景や見直しする場合の過程についても示しておくことが適切であること、校則の見直しの過程へ児童生徒自身が参画することの教育的意義などが示されております。</p> <p>道としては、このたびの改訂の趣旨を踏まえ、各私立学校に周知するとともに、日頃の生徒指導はもとより国が主催するオンライン説明会への参加を呼び掛けるなど、生徒指導提要が効果的に活用されるよう促しております。</p> <p>(学事課長)</p> <p>見直しに向けた取組についてであります。校則の内容は、児童生徒の実情、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があり、各学校における検討に当たっては、教育的意義に照らし、不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、また、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、といった視点で校則を検証することが重要であります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>(六) 一 再 特定の髪型の禁止の解除について 生徒さん達が理不尽だなど思うのはマイナスの影響だ と思うんですけれども、一例なんですけど、生徒の半数 が就職する岡山県立興陽高校というところがあります。 やっぱり就職に関係があるのではないかということで先 生方が心配しているのですが、男子は短髪で、女子は 長い髪の場合は、耳より低い位置で結ぶように決められ ていた校則に、生徒自身が疑問をもって生徒会が県内企 業160社にツーブロックやポニーテールなど今の校則が 禁止している髪型についてどう感じるかを調査しまし た。その結果、禁止されている髪型の半分以上で印象が 悪いと答えた企業の割合は2割以下だったということ です。今の校則と企業の考え方にギャップがあるとい うことがわかった生徒会は何度も話し合いを重ねて新 しい校則を作成したそうです。その際、生徒総会や職員 会議での賛同も得ているということなんですね。私見 たんですけども、NHKのアナウンサーもツーブロッ クにしました。それから道教委の職員の中にもツーブ ロックの方います。道職員の採用に当たって就職に関 係するということで、頭髪や服装を規制する要件とい うのはどうなっているんでしょうか。</p> <p>ツーブロックでも職員にはなれるんですよ。就職に は関係なくなってきたという時代の変化は感じ取る べきだと思います。</p> <p>(七) 今後の校則見直しへの対応について 性的志向や性自認への配慮も必要ですし、保護者の経 済的負担にも考慮した制服の在り方や、ポニーテールの 位置まで規定する合理的説明ができない校則などは、特 に不断に見直していく必要があるというふうに思いま す。子どもの権利を尊重して、私立高校の独自性、自主 性、公共性など、よく話し合いをしながら、校則見直 しが加速していく必要があると考えます。今後どう取 り組むのか、部長の前向きなしっかりとした答弁を求め たいと思います。</p> | <p>(学事課長) 道職員採用試験についてであります。採用試験を受 験する際の髪型や服装等について、道人事委員会では、 特段の制限は設けていないものと承知しております。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 今後の取組についてでございますが、道では、校則の 内容について、学校や地域の状況、社会の変化等に応じ、 児童生徒自身が主体的に参画しながら、絶えず積極的 に見直しを行う必要があるものと認識しております。こ れまで、校則の見直しに関し、各私立高校に対し、文 部科学省が作成した「校則の見直し等に関する取組事 例」や、昨年12月に改訂された「生徒指導提要」を周 知し、その活用を促してきたところでございます。 道としては、改めて、私立高校に対し、国の通知や 生徒指導提要に加え、道立高校の取組状況や、全国 の先進的な取組事例を周知するなど、各学校の自主 性や特色を生かしながら、適切に校則の見直しが進 むよう、取り組んでまいります。</p> |